

関東生乳品質改善共励会開催要領

1. 目 的

消費者の牛乳乳製品を始めとした「食の安全・安心」に対する関心の高まりから、食品の安全確保に向けた取り組みが求められております。

こうしたなか、酪農業の発展と酪農経営の安定を図り、新鮮で良質な生乳を乳業者に供給すると共に、生乳の広域流通にも対応しうる乳質向上により、生乳の有利販売に繋げることを目的に共励会を実施するものである。

生乳の品質検査を行い品質優秀な生産者を表彰し、生乳品質の改善意欲の高揚を図るため関東生乳品質改善共励会を実施する。

2. 主 催

関東生乳販売農業協同組合連合会

3. 共 催

関東地域良質乳生産等推進協議会

4. 開催期間

4月1日から3月31日までの12ヶ月間の検査成績を対象とする。

5. 対 象

本会会員との間で生乳受託契約を締結し、本会管内で生乳を生産している生産者のバルク乳を対象とする。

6. 生乳の検査（検査の種類、回数、方法）

(1) 脂肪率 月3回 光学式乳成分測定機とする。

(2) 無脂乳固形分 月3回 光学式乳成分測定機とする。

(3) 細菌数 月3回 蛍光光学式細菌数測定機とする。

(4) 体細胞数 月3回 蛍光光学式体細胞測定機とする。

ただし、不測の事態が発生した場合は、各項目とも公定法及び直接鏡検法による検査を実施できる。

7. 検査日及び検査実施場所

(1) 生乳の検査日は本会の指定した日とする。

(2) 生乳検査は「関東生乳販売農業協同組合連合会生乳検査所」で行う。

8. 検査成績の報告

生乳検査所は、毎月の検査成績をとりまとめ本会業務部長宛に報告する。

9. 審査基準

- (1) 審査の対象は、4月から3月までの生乳検査成績36回の成績に基づき、別記配点表による得点により審査する。
- (2) 審査における項目別配点は、別記の通りとする。
- (3) 審査の結果、同点の場合には開催期間中の生乳出荷乳量の多い生産者を上位とする。
- (4) 以下に該当する場合は審査対象外とする。
 - ①共励会の開催期間中の検査成績に不合格の生乳が発生した場合及び、会員より販売不可能乳の発生について報告があった場合。
 - ②会員より、生乳生産管理チェックシート記帳に係る不備がある旨の報告があった生産者。

10. 審査方法

- (1) 審査は、審査委員会において行う。
- (2) 審査にあたっては、審査基準に基づき公平に行うものとする。
- (3) 審査委員長及び審査委員
審査委員長 本会会長
副審査委員長 関東地域良質乳生産等推進委員会副委員長
審査委員 本会副会長・常務

11. 表彰

- (1) 審査委員会の選考に基づき、成績優秀なものに対し褒賞（盾）及び賞金を授与する。
 - ①最優秀賞 上位 概ね10名 褒賞（盾）及び5万円
 - ②優秀賞 概ね10名 褒賞（盾）及び3万円
 - ③優良賞 概ね80名 褒賞（盾）及び1万円
 - ④敢闘賞 上位100位以内に入らない会員の第1位
褒賞（盾）及び1万円
 - ⑤連続賞 2年連続最優秀賞受賞者 褒賞（賞状）及び3万円
 - ⑥長期連続賞（区分については以下のとおり）
 - ・3年以上連続最優秀賞受賞者 褒賞（賞状）及び5万円
 - ・5年以上連続最優秀賞受賞者 褒賞（賞状）及び10万円
 - ・7年以上連続最優秀賞受賞者 褒賞（賞状）及び15万円
 - ・10年以上連続最優秀賞受賞者 褒賞（賞状）及び20万円
- なお、⑤と⑥の重複受賞はできないものとする。

⑦特別賞

最優秀賞受賞酪農家へ授与するため、以下の団体へ交付申請を行う。

順位	褒賞名
1	農林水産省関東農政局長賞
2	一般社団法人中央酪農会議会長賞
3	一般社団法人Jミルク会長賞
4	全国農業協同組合連合会経営管理委員会会長賞
5	全国酪農業協同組合連合会会長賞
6	公益財団法人日本乳業技術協会代表理事賞
7	一般社団法人家畜改良事業団理事長賞
8	一般社団法人全国酪農協会会長賞
9	関東乳業協会会長賞
10	関東地域農協乳業協議会会長賞

ただし、一般社団法人家畜改良事業団理事長賞は、牛群検定実施農家に授与するものとし、受賞予定酪農家の牛群検定実施状況に応じて順位を前後させることとする。

(2) 表彰式

7月に以下の対象者出席のもと表彰式を開催する。

- ① 最優秀賞受賞者及び優秀賞受賞者。
- ② 上記①の受賞者がいない会員より、優良賞または敢闘賞受賞者1名。

12. 経 費

この会の開催に要する経費は、本会及び共催団体の協賛金による。

13. その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定めるものとする。

附 則 この要領の改廃は理事会により決定する。

附 則 この要領は、平成20年度より実施する。

附 則 改正後の本要領は、平成21年4月1日より適用する。

附 則 改正後の本要領は、平成22年4月1日より適用する。

附 則 改正後の本要領は、平成24年4月1日より適用する。

附 則 改正後の本要領は、平成25年4月1日より適用する。

附 則 改正後の本要領は、平成30年8月22日より適用する。

別記

関東生乳品質改善共励会審査項目別配点

項目	基準	配点
細菌数	1万個/ml以下	10
	1万個/mlを超え3万個/ml以下	8
	3万個/mlを超え5万個/ml以下	6
	5万個/mlを超え7万個/ml以下	4
	7万個/mlを超え9万個/ml以下	2
	9万個/mlを超えるもの	0
細胞数	10万個/ml以下	10
	10万個/mlを超え15万個/ml以下	8
	15万個/mlを超え20万個/ml以下	6
	20万個/mlを超え25万個/ml以下	4
	25万個/mlを超え30万個/ml以下	2
	30万個/mlを超えるもの	0
脂肪率	3.80%以上	6
	3.70%以上3.80%未満	4
	3.60%以上3.70%未満	2
	3.60%未満	0
無脂乳固形分率	8.80%以上	8
	8.70%以上8.80%未満	5
	8.60%以上8.70%未満	2
	8.60%未満	0
乳量	15,000kg以上	2
	15,000kg未満	1
同点の場合には開催期間の出荷乳量による。		